

三笠市職員採用試験

詳しくは市ホームページ、または直接問い合わせください。
 【職種・人員】事務職、事務職(社会人)、事務職(情報処理)、建築職、土木職、社会福祉士／各若干名
 【試験日】第1次 3月15日(日)
 【受付期限】3月3日(火)
 ※次の2次元コードを読み込み試験要項・申込書をダウンロードできます。



ホームページ

三笠市教育委員会委員の任命

1月1日付で、末吉広樹さんを任命(新任)しました。



【問合せ先】総務課職員係 ②31
84

議会報告・意見交換会を開催

三笠市議会基本条例に基づく「議会報告会・意見交換会」を次の日程で開催します。
 今年度はテーマを設けず忌憚のないご意見をいただければと思いますので、皆さんの参加をお待ちしています。

【日時】2月14日(土)午前10時
 【場所】市民会館
 【問合せ先】議会事務局 ②319
 4

認知症サポーター養成講座参加者募集

認知症について正しい知識を学び、地域で支え合うための第一歩を踏み出しませんか。

認知症の方やそのご家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する講座です。受講された方には、サポーターの証として認知症サポーターカードをお渡しします。

【日時】2月19日(木)午前10時～11時30分
 【場所】ふれあい健康センター
 【料金】無料
 【申込期限】2月18日(水)

【申込方法】電話または直接窓口で申し込みください。
 ※出前講座として講師の派遣を行います。希望される日の1カ月前までにご連絡ください。

【申込・問合せ先】ふれあい健康センター 地域包括支援係 ③2010

「クチトレ」を学びませんか

クチトレとは、口と口のまわりの筋力を高めるトレーニングです。口は、食事や会話だけでなく、呼吸や睡眠にも深く関わっています。また、口や口の周りの筋肉が動かしやすくなると表情が豊かになり、魅力がアップします。

■講演会

【テーマ】家庭・地域でのクチトレの活用
 【日時】2月25日(水)午後2時
 【内容】口腔周辺筋の役割、クチトレの効果、毎日気軽にできるトレーニング方法などを学びます。講師の個別相談、アドバイスも受けられます。
 【場所】ふれあい健康センター
 【講師】クチトレインストラクター 畑中 麻里さん

【対象】どなたでも参加可
 【参加料】無料
 【申込期限】2月24日(火)

【申込方法】電話または窓口で申し込みください。

■クチトレ器具購入費の助成

65歳以上で市税などを滞納していない方の口腔周囲筋のトレーニング器具購入費を助成します。詳しくは問い合わせください。
 【申込・問合せ先】ふれあい健康センター 健康係 ③2010

しあわせカフェ

認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の方など誰もが気軽に参加できる集いの場である認知症カフェを開催します。

福祉用具専門相談員が、認知症の方の見守りや安心につながる福祉用具について分かりやすく解説し、実際に紹介します。
 【日時】2月12日(木)午後1時30分～3時
 【場所】ふれあい健康センター
 【対象】市内にお住まいで認知症の方、介護しているご家族、地域住民、専門職、認知症に関心のある方など。

【参加料】無料
 ※申込不要です。直接会場にお越しください。

【問合せ先】ふれあい健康センター 地域包括支援係 ③2010

本町雪捨て場を計画閉鎖します

降雪が落ち着いてくる2月より本町雪捨て場を計画的に閉鎖します。

【2月の閉鎖(予定)日】
 ▼8日(日)、22日(日)／終日

※幾春別雪捨て場(旧幾春別炭鉱グラウンド跡)は開放していますので、ご利用ください。
 なお、この情報は広報みかさ2月号発行時点での予定を掲載していますので、降雪の状況により計画を変更する場合があります。

最新の情報は市ホームページまたは本町雪捨て場のゲートに掲示しています。
 【問合せ先】建設課土木公園係 ②3999



消防団員募集

消防団は、火災などの災害発生時だけでなく、地域の防火啓発など、多岐にわたり活動を行っています。

地域や社会のために活動・貢献したいという方の入団をお待ちしています。

【主な活動】

- ▼男性団員：地域での災害対応や防火啓発など
- ▼女性団員：高齢者を中心とした防火指導など

【入団資格】18歳以上の心身ともに健康な、市内在住の方

【入団後の待遇】

- ①災害、訓練に対する出動手当や報酬、退職報償金を支給します。(令和8年1月現在)
- ▼出勤報酬：1回4,000円
- ▼報酬：1カ月3,100円、階級により差があります。
- ▼退職報償金：5年以上の活動で20万円(勤続年数と階級により差があります)
- ②制服や活動服など必要な被服を貸与します。
- ③活動によるケガなどは、条例に基づき補償されます。
- ④公務を問わず一定期間入院し

た場合は、入院見舞金が支給されます。

【問合せ先】消防本部総務係 ②2033

令和7年救急出動状況

令和7年中の救急出動件数は710件(前年比81件増)となりました。搬送人員は612人(前年比53人増)でした。

65歳以上の高齢者の搬送は485人で、全搬送人員の約8割を占めています。

■搬送先の医療機関についてご理解を

救急隊は傷病者の症状やかかりつけ病院の情報をもとに、受け入れ可能な病院を選定して傷病者の搬送を行っています。



かかりつけの病院があっても傷病者の症状やその時の病院の状況により他の病院に搬送する場合があります。

■救急車の適正利用にご協力を

救急車は、急病や事故など緊急で病院へ搬送しなければならぬ人のためのものです。

緊急性がないのに救急車を利用されると、本来に救急車を必要としている人への出動が遅れて、救える命が救えなくなる恐れがありますので、救急車の適正利用についてご理解ください。

なお「突然ろれつが回らなくなった」「胸が締め付けられるような痛み」「突然の激しい頭痛」「突然意識がなくなった」など、緊急を要する場合は、迷わず119番通報してください。

■マイナ救急実証事業

マイナ救急とは、救急隊員が傷病者の同意を得てマイナ保険証(健康保険証として登録したマイナンバーカード)を活用し、傷病者が過去に受診した病院や処方された薬などの医療情報を閲覧します。

ご本人や付き添われるご家族の負担を軽くし、傷病者が適切な処置を受けるため、搬送先医療機関の選定に活用します。



ホームページ

詳しくは総務省消防庁ホームページをご覧ください。

【問合せ先】消防署消防係 ②3499

焼死者事故防止旬間 2月5日～14日

焼死火災の多くは、深夜から明け方にかけて発生し、発見の遅れが被害を大きくしています。

▼出入り口や窓の周りにはきれいに除雪し、避難しやすい場所就寝するなど、逃げ遅れを防ぎましょう。

▼寝タバコは絶対にやめましょう。

▼万が一のために消火器を備えましょう。

■昨年の火災発生状況

昨年、市内では5件の火災が発生しました。このうち、建物火災が3件、車両火災が2件でした。

■住宅用火災警報器の点検・交換

消防法および三笠市火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。全国の火災による死者数のうち、約7割は住宅火災によるものであり、火災発生時の逃げ遅れを防止するため住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、警報器は古くなると部品寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、作動確認するとともに、設置から10年を目安に交換しましょう。

【問合せ先】消防署消防係 ②3499

あなたと消防を結ぶ安心の絆 ホットライン119

ホットライン119は、固定電話の回線を使用して、火災やガス漏れを感じし消防署へ自動通報するほか、具合が悪くなった時に、ペンダント型送信機で救急車を呼ぶことができる支援システムです。

【対象】

- ▼ひとり暮らしのおおむね65歳以上で、身体病弱な方
- ▼ひとり暮らしで、身体に障がいのある方
- ▼ひとり暮らしで、心臓病やぜんそくなど重度の持病のある方
- ▼ひとり暮らしではないが、身体病弱であり生活の大部分がひとりきりの方や、同居する全員が緊急時に機敏に行動することができない方

【料金】設置時に利用料として5,000円を自己負担していただきます。なお、通報時に固定電話の通話料が発生します。

【問合せ先】

生活安全センター
交通防災係
②7777

